

欧州の基準・認証制度の動向（2017年3月/4月）

● トピックス一覧 ●

1. 食料品／飼料
2. エネルギー表示
3. 製品安全
4. 機械
5. 自動車／運輸部門
6. 合同関税品目分類表（CN）
7. その他の標準化
8. その他



1. 食料品における農薬の使用

(1) 欧州委員会が新規食品成分として日本産の納豆菌培養エキスを認可

欧州委員会は、動物又は植物由来の食料品で許容される特定農薬の最大残留基準値（MRL）¹の見直しを行った。対象の農薬は以下の通り：

- スルホキサフロル（Sulfoxaflo）（参照：EU 官報 [L 63/71](#)）
- ビテルタノール（bitertanol）、クロルメコート（chlormequat）、テブフェンピラド（tebufenpyrad）（参照：EU 官報 [L 101/1](#)）

¹ 最大残留基準値（MRL）は、食料品において許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

- クロチアニジン (Clothianidin) 、チアメトキサム (thiamethoxam) (参照 : EU 官報 [L 97/9](#))
- アセタミプリド (acetamiprid) 、シアントラニリプロール (cyantraniliprole) 、シペルメトリン (cypermethrin) 、シプロジニル (cyprodinil) 、ジフェノコナゾール (difenoconazole) 、エテホン (ethephon) 、フルオピラム (fluopyram) 、フルトリアホール (flutriafol) 、フルキサピロキサド (fluxapyroxad) 、イマザピック (imazapic) 、イマザピル (imazapyr) 、ラムダ-シハロトリン (lambda-cyhalothrin) 、メソトリオン (mesotrione) 、プロフェノフォス (profenofos) 、プロピコナゾール (propiconazole) 、ピリメタニル (pyrimethanil) 、スピロテトラマト (spirotetramat) 、テブコナゾール (tebuconazole) 、トリアゾホス (triazophos) 、トリフロキシストロビン (trifloxystrobin) (参照 : EU 官報 [L 96/1](#))
- フェンプロキシメート (fenpyroximate) 、トリアジメノール (triadimenol) 、トリアジメホン (triadimefon) (参照 : EU 官報 [L 96/44](#))
- アセキノシル (acequinocyl) 、アミトラズ (amitraz) 、クマホス (coumaphos) 、ジフルフェニカン (diflufenican) 、フルメキン (flumequine) 、メトリブジン (metribuzin) 、ペルメトリン (permethrin) 、ピラクロストロビン (pyraclostrobin) 、ストレプトマイシン (streptomycin) (参照 : EU 官報 [L 93/1](#))
- ビフェナゼート (bifenazate) 、ダミノジッド (daminozide) 、トリルフルアニド (tolylfluanid) (参照 : EU 官報 [L 93/30](#))

(2) 香料物質

欧州委員会は、遺伝子毒性に関する安全性の懸念から、幅広い香料物質群の使用を制限した。

欧州委員会の決定は、2,4-ヘキサジエナール (FL No 05.057) と2,4-デカジエナール (FL No 05.140) という2つの代表的な物質に関して行われた試験に基づいている。

但し、当該2物質について到達した結論は、以下を含む一連の他の物質にも適用される。

deca-2,4-dien-1-ol (FL No 02.139)、hepta-2,4-dien-1-ol (FL No 02.153)、hexa-2,4-dien-1-ol (FL No 02.162)、nona-2,4-dien-1-ol (FL No 02.188)、trideca-2(trans),4(cis),7(cis)-trienal (FL No 05.064)、nona-2,4-dienal (FL No 05.071)、2,4-decadienal (FL No 05.081)、hepta-2,4-dienal (FL No 05.084)、penta-2,4-dienal (FL No 05.101)、undeca-2,4-dienal (FL No 05.108)、dodeca-2,4-dienal (FL No 05.125)、octa-2(trans),4(trans)-dienal (FL No 05.127)、deca-2,4,7-trienal (FL No 05.141)、nona-2,4,6-trienal (FL No 05.173)、2,4-octadienal (FL No 05.186)、tr-2,tr-4-nonadienal (FL No 05.194)、tr-2,tr-4-undecadienal (FL No 05.196)、hexa-2,4-dienyl acetate (FL No 09.573)

参照：EU 官報 [L 58/14](#)

(3) 新規食品成分：ラクチトール (lactitol)

欧州委員会は、新規食品成分としてラクチトールの市販を認可した。また、欧州委員会は、同物質に関する健康強調表示も認可した（下記1.4節参照）。

参照：EU 官報 [L 69/31](#)

(4) 食料品の健康強調表示：クレアチン (creatine) とラクチトール (lactitol)

欧州委員会は、クレアチンとラクチトールに関する食料品の新たな健康強調表示を承認した。健康強調表示によると、

- クレアチンを毎日消費することで、55歳以上の成人の筋力を高めることができる。

(参照：EU 官報 [L 97/24](#))

- ラクチトールは正常な腸機能に寄与する。

(参照：EU 官報 [L 98/1](#))

(5) 食品との接触を意図したプラスチック材料と製品

欧州委員会は、食品との接触が認められるプラスチック材料と製品のポジティブリストに新たな物質を追加した。ポジティブリストには、以下の物質が新たに含まれる。

- ホスホン酸ジエチル [[3,5-bis(1,1-dimethylethyl)-4-hydroxyphenyl]methyl]
- ナノフォームの共重合体
- 塩化ジアルキル (C16-C18) ジメチルアンモニウムによって変性したモンモリロナイト粘土
- α -トコフェロール・アセテート

参照：EU 官報 [L 113/18](#)

(6) 肉製品を EU に輸入するための新ルール

欧州委員会は、肉類の調製品、特定の肉製品、処理した胃、膀胱、腸を EU に輸入するために必要な獣医証明書に関する新たなルールを採択した。

新ルールのは、ウシ、ヒツジ、ヤギを起源とする製品の EU への輸入に関連する要件を整備することで、特定の伝達性海綿状脳症の蔓延を予防することである。

参照：EU 官報 [L 89/11](#)

2. エネルギー表示

(1) テレビと掃除機のエネルギー表示

欧州委員会は、特定の電気器具のエネルギー表示に係る以下の規則についての正誤表を発表した。

- テレビのエネルギー表示に関する規則 a 2010
(参照：EU 官報 [L 55/38](#))
- 掃除機に関する規則 a 2013
(参照：EU 官報 [L 59/40](#))

3. 製品安全

(1) 個人用保護具（PPE）の統一規格リストの更新

欧州委員会は、個人用保護具（PPE）の統一規格の最新リストを公表した。最新リストには、次の新たな規格が含まれている

表1: 個人用保護具（PPE）の統一規格

製品	規格の説明	規格番号
危険な化学物質と微生物に対する保護手袋	パート1：化学物質リスクに関する用語と性能要件	EN ISO 374-1:2016
	パート5：微生物リスクに関する用語と性能要件	EN ISO 374-5:2016
機械のリスクに対する保護手袋		EN 388:2016
登山具 - 登山用ダイナミックロープ	安全要件と試験方法	EN 892:2012+A1:2016
登山具 - ハーネス	安全要件と試験方法	EN 12277:2015
熱と炎に対する保護服	炎への暴露による熱伝達の測定	EN ISO 9151:2016

参照：欧州委員会の [ウェブページ](#) と [コミュニケーション](#) (2017年4月12日)

(2) 玩具における鉛の移行限度

EU は、玩具における鉛の移行限度を下げる指令を採択した。

子供の安全のため、同指令は鉛への一日の最大曝露量が体重1キロあたり0.5マイクログラムと定められている。

参照：EU 官報 [L 110/16](#)

4. 機械

(1) 農業・林業用トラクターの排出制限と型式認証

欧州委員会は、出力が26～130 kW のエンジンを備えたカテゴリ-T2、T4.1、C2に属する農業・林業用トラクターに対する第4段階排出制限の発効を延期する規則を採択した。

現在、これらの車両は、第3段階 B の排出基準に適合しなければならない。当初の計画では、より厳しい第4段階の排出制限が2017年10月1日から適用される予定だった。しかし、カテゴリ-T2、T4.1、C2の農業・林業用トラクターを市販できなくなる状況を避けるため、欧州委員会は、新しい技術基準に適合するための時間をメーカーに与え、第4段階の発効を最大4年遅らせることに決めた。

参照：EU 官報 [L 99/16](#)

5. 自動車／運輸部門

(1) 新型小型商用車の CO2排出量算定に用いられる平均質量値の調整

欧州委員会は、新型小型商用車からの CO2排出量を算定するために使用される平均質量値 (M₀) を調整した。

規則 (EU) No 510/2011の下では、EU で登録される新車の平均質量の変化を考慮に入れ、この値を3年ごとに調整しなければならない。2013年、2014年、2015年に登録された小型商用車の質量の変化に基づき、欧州委員会は60,4 kg ごとの M₀値を1 706,0から 1 766,4に増加させることに決めた。

この新しい値は2018年から適用される。

参照：EU 官報 [L 113/9](#)

(2) 非道路用移動式機械（NRMM）の内燃機関の排出制限と型式認証要件

欧州委員会は、非道路用移動式機械（NRMM）の内燃機関の排出制限及び型式認証に関連する技術要件と一般要件を定める新たな規則を採択した。

同規則に詳述される要件には以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

- エンジン生産の適合に関する取り決め
- 排出管理戦略、NOx 管理策、微粒子管理策に関する要件
- 排出試験の実施条件、方法、手順
- 排出測定とサンプリングの手順

欧州委員会は、別の規則において、非道路用移動式機械の内燃機関の排出制限及び型式認証に関連する新たな管理要件も定めた。これらの管理要件には以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

- 適合宣言書のテンプレート
- EU 型式認証証明書のテンプレート
- EU 型式認証証明書の番号付けシステム
- エンジン種類・系統の定義用パラメーター

参照：EU 官報 [L 102/1](#)、[L 102/364](#)

6. 合同関税品目分類表（CN）

欧州委員会は、EU 合同関税品目分類表（CN）で特定商品の分類を定める新たな規則を採択した。CN は、EU に輸入される商品を分類する上で使用され、EU の税関に申告する際に輸入商品は CN コードを表示しなければならない。

以下の表は、新たな規則に関係する商品の説明である。写真は一例にすぎず、関係する製品を代表するものではない。

表2: 合同関税品目分類表の新 CN コード

商品種類	CN コード	参照
透明プラスチック製で電子タバコに使用される円筒形カートリッジ 	8543 90 00	EU 官報 L 91/1
自動車のシートベルトのような安全シートベルト用のロック機構として使用される一対のバックル 	8308 90 00	EU 官報 L 91/40

7. その他の標準化

(1) ICT 標準化のローリングプラン

欧州委員会は、情報通信技術（ICT）標準化に関する2017年の作業計画（ローリングプラン）を発表した。

ICT は、コネクテッドカーやスマートグリッド、スマート家電、デジタル製造などの新興技術の開発で戦略的役割を果たす。こうした背景の中、ICT 標準化のローリングプランは、欧州委員会が標準化が必要と考える一連の ICT 関連領域を特定している。

ローリングプランは、次の4つのテーマ分野に焦点を当てている。

- 主要なイネーブラー（基幹技術）
5G、クラウドコンピューティング、オープンデータ／ビッグデータ、モノのインターネット（IoT）、サイバーセキュリティ、e-プライバシー、電子識別、電子署名
- 社会的課題
e-ヘルス、e-スキルと e-ラーニング、緊急通信、電子政府
- 単一市場のイノベーション
電子調達、電子インボイス、インターネット・モバイル決済、デジタルシネマ、金融技術
- 持続可能な成長

スマートグリッド、スマートメーター、エネルギー効率、スマートシティとコミュニティ、通行料電子徴収システム、高度道路交通システム（ITS）、アドバンストマニユファクチャリング、ロボット工学、自動運転システム

なお、標準化自体は、欧州標準化団体の CEN、CENELEC、ETSI によって自主的に行われ、欧州委員会は EU の政策目標に沿った特定の基準を策定するよう当該団体に求めることができる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2017年3月3日）

8. その他

(1) EU と日本がデータの移動に関する対話を開始

3月20日、ハノーバーにおけるデジタル技術見本市 CEBIT 開催に合わせ、EU と日本がデータ経済に関する新たな協力対話を開始した。同対話には、日本側から世耕弘成経済産業大臣、太田直樹総務大臣補佐官他、欧州側からはアンドルス・アンシブ欧州委員会副委員長及びヴェラ・ヨウロバー欧州委員（司法・消費者・男女平等担当）らが参加した。

両国代表は、日 EU のデジタル経済分野における協力強化に関する共同声明を発表した。同声明は、以下4点を焦点としている。

1. 厳しいデータ保護基準とデータの自由な移動を促す
2. 中小企業を含む、産業協力を促す
3. データ経済の対話を強化することで相互の学習、優良事例の共有、調和を促す
4. データ経済のインパクトを測定するツールを共に向上する

一方、熊澤春陽個人情報保護（PPC）委員とヴェラ・ヨウロバー欧州委員の間で、国際的なデータの移動に焦点を置いた、第一回の協力対話が開催された。同対話は、欧州委員会が2017年1月10日に発表した、国際的なデータ移動に関する提案の枠組みで行われた。高基準のデータ保護を徹底しつつ、EU と戦略的貿易パートナー間の個人データの円滑な移動を強化することを目的としている。両委員は、日本のデータ保護ルールが EU ルールと「基本的に同等」であることを正式に検証する「十分性認定」（adequacy decision）の達成という最終的な目的を掲げ、今後も同対話を強化していくことで合意した。ヴェラ・ヨウロバー欧州委員は、こうした十分性認定は、日 EU 間の経済関係を強化し、両国間の自由貿易協定を補完するものとなる、と強調した。

参照：PPC の[プレスリリース](#)（2017年3月20日）、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2017年3月20日）、BNA の[記事](#)（2017年3月20日）、日 EU [共同声明](#)（2017年3月20日）

(2) 欧州議会が紛争鉱物規則を承認

2017年3月16日、欧州議会は、鉱物が紛争地域で産出されていないことを確認するために輸入業者に対して強制的なデューデリジェンスチェックを実施するよう求める新たな紛争鉱物規則を最終的に承認した。

この規則は、錫、タングステン、タンタル、金、という4つの鉱物を対象としている。デューデリジェンスの義務は、2021年1月1日から適用される。

参照：欧州議会の[プレスリリース](#)（2017年3月16日）、EurActiv の[記事](#)（2017年3月16日）、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2017年3月16日）